

第2回（通算53回目）佐久市都市計画審議会 会議記録（要約）

日 時：令和5年6月27日（火）

14時00分から

場 所：佐久市役所南棟3階 大会議室

【辞令交付式】

- 1 辞令交付

【審議会】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（第1回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

第1号議案 佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

《事務局より説明後、質疑応答》

（委員）

敷地の位置の検討表12ページの中で、搬入搬出の運搬車両の増大が見込まれているということ、②交通安全上支障がないこと。の中で、散水というのはどの程度の範囲を散水されるのか。ご自分のその散水車をお持ちかどうかですとか、低速走行というのはどこまで低速走行、具体的にどのぐらい何キロですとか、バイパスに出るまで低速なのか、どこまで低速なのかってそういう具体的なことってのは決まっているかどうかお伺いいたします。

（申請者）

散水車は自社で所有しております。低速の走行につきましては、県道に出るまでは約15km/hから20km/h程度の速度を想定し、県道に出たからは一般の速度を想定しています。散水ですが、今現状で会社から市道に出て、県道に出るまでの間は散水しております。

（委員）

申請理由書ですけれども、県内又は近県の伐採木の引き取り依頼も増加傾向にあり、5年ほど前に比べて2倍になりました、ということですが、伐採されたものってというのはどういったものが入ってくるんですか。

（申請者）

例えば高速道路の工事に伴う産業廃棄物的な伐採木などが入ってきます。

(委員)

製品になるものもあるわけですか。

(申請者)

ほぼ 99%、98%が製品ですね。近年、木質バイオマス発電施設が東御市にでき、小諸市にも施設の計画がございます。そんな中、伐採木で発生した木くず、解体に伴い発生した木くずのほとんど 98%、99%が燃料として使われています。

(委員)

チップの需要は増加傾向にあるということですよ。今回、説明会の中で佐久北インター付近に新たな木質バイオマス発電所建設が予定されているほか、県外でも発電所建設の動きがあるが、今予定されている計画の敷地面積で大丈夫か。

(申請者)

今回の計画は処理能力を増やしたい、ということです。今、資材に関しては、例えば森林伐採とかいろんな形で行われていたもの、山に今まで捨てられたものが材料として入ってくる分、そういうものが増えるという傾向があります。

(委員)

処理能力的には充実したものになってるようですが、こういう処理施設っていうのは、佐久市、長野県内に何ヶ所ぐらいあるんですか。

(申請者)

現時点で、木くずだけでやっている施設っていうのは 5、6ヶ所だと思います。総合的に処分として受けている産業廃棄物の施設はもう少しございますかね。

(委員)

申請地は一級河川のすぐ脇にあるっていうことなのかわからないですけど、敷地面積が 2.6 倍になった。また形質の変更もないということで、そういう場合については、雨水の処理は必要ないという考え方でよろしいのでしょうか。

(申請者)

敷地内に降った雨水については、敷地内で処理するっていうのは基本的な考え方なので、今回の計画においても浸透装置を設け、敷地内で全て処理するという計画になっております。

(委員)

想定 20mの浸水区域で、それで雨水浸透装置のやり方でやるってことですか。

(申請者)

たしかにハザードマップではそういう想定されておりますが、実際そこまで降るような状況ではない。けれども、それに備える形で計画は進めておりまして、常時 20m の浸水があるわけではないので、一般的な降水量に対しては十分敷地内で処理ができるというふうに考えています。

ただ、20m も浸水するような雨ってというのは、どこもその雨を処理できるところはないという状況で、河川の中に流れてくる量を飲みきれないような状況ですから、そういったものは考えてはいないということです。ただ災害に対しては備えるという、そういう考え方はしています。

(委員)

そうすると、何年確率の降水を想定して今の浸透装置を作っているということですか。

(申請者)

防災マップですと、あの地域は浸水 2、3 m だったかと思います。それも 100 年に一遍の降雨ということなので、通常るときでは十分に浸透できるという風に考えています。特別多く降ったときを対象にしているというわけではありません。計算は、降水確率 10 年の到達時間 10 分を採用しています。

(委員)

3 ページの申請理由の下段ですが、「処理能力が向上することにより、破碎前の木くずが短時間で製品化されるので、受け入れた分はその日のうちに処理することにより豪雨災害による木くずの流出を最小限に止めることができます」という表現があるんですが、これ製品になったものが一級河川に出ますよ、出るかもしれませんよ、っていう表現でいいですかね。この申請理由で、資料 1-1 1、市の説明の③に「社内マニュアルにより速やかに流出防止ネットを設置する」と書いてあるんですよ。要するに、もし流出するとすればこの流出防止ネットを設置するっていうものが入っている。だけど、この申請理由には最小限に止めることができるっていうと、ちょっと矛盾していると思うんです。基本的には、製品になったものなどが一級河川に流出することはまずいと思うんですよ。もしその製品が流出するのであれば、こういう設備はしていただきたくない。少しでも出るとすれば、それによって千曲川の下流にいつて止まって、またあふれるということになれば、ちょっとそれは問題だと思うんですが。市も合わせてどうですかね。

(申請者)

考え方として、その日に入ってきたものはその日のうちに場外へ持っていける状態を作りたいというのが、今回の処理能力向上の目的です。もしも、予期しない状況で製品が全部運び出せなくなるようなことがあるとすると、今おっしゃったように非常に困るので、そのときのためにネットの設置だとかっていうことを考えています。ただ、ネットの網から溢れて出てしまうようなものもあるかもしれないというところで、完全に止められるという表現にはしていません。考え方として、100%流出のない、そういう対策にしたいという風には考えています。

(委員)

小さいものが出るのはしょうがないと思う。ただ、やっぱり今の言葉だとするとまずいと思う。流出する可能性があるものを審議会で通したら、それが大変なことになると思う。市はどう考え

るか。

(申請者)

会社の位置なんです、その上に十二川原工場団地があり、その企業と安全協定を結んでいます。うちの会社より 10m くらい高いので、緊急の時は敷地を借りるようになっています。緊急時には、車なんかも含めてそこへ全部避難するような形となっています。

(事務局)

事業者から説明があった内容や申請書の内容なども踏まえた中で、流出防止ネットの設置、社内マニュアルというところを確認する中での判断でした。先ほどのお話の中で、想定外のお話もされていますけれども、想定する災害に対しては確実に流出防止策などを図っていただくというふうに考えております。

(委員)

全てのことに想定外というのはあるんですよ。そのことを審議するんじゃなくて、普通に一般的なことを審議するにあたって、申請書にある「最小限に留めることができますよ」という理由は直すべきじゃないですか。想定外のことを聞いているんじゃないんです。

(申請者)

表現がこうなってしまったのは申し訳ないんですが、会社としてはマニュアルの作成や協定を結んだりといった対策をとり、製品は流出しない、という原則を守りたい。

(事務局)

申請の表現につきましては、会長や、また、県の方とも確認して、訂正できるものなのかどうか確認したいと思います。

(委員)

数字について理解をしたいものですから、質問させていただきます。5 ページなんですけども、建築面積ですが、現在 580.12 m²で、申請内容は 836.12 m²、合計で 836.12 m²とあるが、588 m²の建物は撤去するというのでしょうか。

(申請者)

588 m²というのは既存のものの面積です。申請内容の 836 m²には、既存の面積も含まれたものとなっています。

(委員)

申請内容は合計のことを指しているわけですね。続きまして、今回の審議は位置という審議かと思えますので、審議する上では、敷地の位置ですとか形状とか、どういったものがあるかっていう資料を添付していただいた方が良かったと思います。もし今後、間に合うようでしたらよろしくをお願いします。それと最後になりますけれども、資料 No. 1-11 ですが、周囲の状況③のと

ところで、「災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと」と書いてありますが、「災害発生の恐れが低い区域」というのが正解のような気がするんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

災害発生の恐れが高い区域、で間違いはないです。

(委員)

台風災害、19号災害のときにはどのぐらいの被災をされたのかっていうことをお聞きしてもよろしいでしょうか。従業員の方がいらっしゃって対応ができたのかどうかとか、そういったところもちょっと教えていただければと思います。

(申請者)

復旧までに約3週間かかりました。その後、廃棄物の受け入れを3週間後に開始しました。建屋は全然被害がなく、入口の道路で30cmくらい冠水したような状態でした。

(委員)

3週間後には市内の廃棄物を受け入れられたっていう実績はあるということですよね。この後も同じような災害があった場合、大丈夫でしょうか。

(申請者)

現状、敷地を上げたので、19号災害のような被害はあまり想定していません。

(委員)

流木等の流出は、どのくらい想定した上で可能性の判断をしているのかがわかりません。

(申請者)

19号のときは、流出はありませんでした。うちも災害の後片付けをするにあたって、なんでもかかって不思議に思ったところ、砂状のものが入ることでチップを積んであるものが石みたいなり、全然流れませんでした。

(委員)

19号のときは流出がなかったと。だから、今後のことを考慮してもネットをかけるぐらいでいいのではないかと、という考え方ということですか。

(申請者)

書き方がいけないんですが、「最小限に止めることができます」と書いてありますが、流出させない、で訂正したいと思います。

(会長)

敷地の拡大と処理能力の拡大の申請で、処理施設の位置を変えることについて影響がある、ということに関しては問題はなくて、申請書の文言が「製品等が流出してもいい」というイメージに取れてしまうので、この表現がまずいということですよ。今回の審議会における最終的な結論としては、拡張はいいけどこの文言を修正するように、という意見を付けた形でよろしいでしょうか。

それでは、採決しないといけないんですけども、今言いましたように、今回の審議事項に関しては特に反対意見はないと思いますが、最初の申請理由の表現を直せるようなら直していただくと。

(事務局)

県に確認したところ、申請書の修正は可能ということでしたので、申請者、県と相談しながら修正に向けて整えていきたいと考えております。今後ですが、申請者から修正案をいただいて、ご出席の皆様へご説明に伺い、ご承認いただくような形でよろしいでしょうか。

(会長)

委員の皆さんよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、そのようにお願いします。

それでは、第1号議案「佐久都市計画のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設(産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置」につきましての採決をしたいと思います。佐久市都市計画審議会条例第5条第3項に基づきまして、ただし、「申請書の修正を後日、確認、承認する」というただし書き付きで採決をしたいと思います。この計画につきまして、賛成の委員の皆様の手を求めます。

《全委員挙手》

(会長)

全会一致でございますので、計画案どおり進めるように答申させていただきます。

(4) その他

4 閉 会